

監 査 報 告 書

令和 5 年 6 月 1 4 日

地方独立行政法人青森県産業技術センター
理 事 長 坂 田 裕 治 殿

地方独立行政法人青森県産業技術センター

監 事 鈴 木 崇 大



監 事 鳴 海 晋 也



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担に従い、理事会に出席し、職務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。財産の状況に関しては、一般に公正妥当と認められる監査基準のうち、私どもが必要と認めた監査手続を実施しました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)は除く)は、財務状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法人の業務が法令等に従って適正に実施されていること、及び中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施している状況を正しく示していると認めます。
- (5) 理事長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制が法人内の規程等により整備されているものと認めます。
- (6) 理事長及び理事の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

以上